

宗教団体「城山キリスト教会」規則 目次

第1章	総則：単立宗教法人「城山キリスト教会」の設立	P2
第2章	役員その他の機関：代表役員又は責任役員及び代務者の選任と役割	P3
第3章	財務：資産の区分（特別財産、基本財産及び普通財産）と会計会則	P9
第4章	補則：宗教法人法「城山キリスト教会」規則を変更時の規定	P13

城山キリスト教会のホームページのURLです。
<https://shiroyama-church.jp>

宗教団体「城山キリスト教会」規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この教会は宗教団体であって、「城山キリスト教会」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教団体（以下「団体」という。）は、事務所を静岡県富士宮市元城町30-7番地に置く。

(目的)

第3条 この団体は、（父なる神）創造主、（御子なる）イエス・キリスト、聖霊の三位一体の神を主神として、プロテスタント教会の教義をひろめ、儀式行事（聖日礼拝、聖餐式、イースター礼拝、ペンテコステ礼拝、クリスマス礼拝など）を行い、信者の教化育成及び新たなる信者の獲得を目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う。

(公告の方法)

第4条 この団体の公告は、週報に4回掲載し、並びにこの団体のホームページ及び事務所の掲示板に30日示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第6条 この団体には、5人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第7条 代表役員は、この団体の牧師をもって充てる。

2 代表役員以外の責任役員は、陪餐会員のうちから選挙を経て代表役員が任命する。

(任期)

第8条 代表役員の任期は、5年とする。ただし陪餐会員の3分の2以上の賛成を得たときは、当

該代表役員は再任することができる。尚、健康上職務遂行可能であること。ただし病気等で短期間（1年以内）の療養期間を除くものとする。

2 代表役員以外の責任役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。また後任者が就任するまで前任者が職務を代行する。

(代表役員の職務権限)

第9条 代表役員は、この団体を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

第10条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの団体の事務を決定する。

- (1) 予算案の編成
- (2) 決算（財産目録及び収支計算書）の承認
- (3) 歳計剰余金の処置
- (4) 特別財産及び基本財産の設定及び変更
- (5) 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保の提供その他重要な行為
- (6) 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
- (7) 境内地の模様替え及び用途変更等
- (8) 借入れ及び保証
- (9) 規則の変更並びに細則の制定及び改廃
- (10) 合併並びに解散及び残余財産の処分
- (11) その他この規則に定める事項
- (12) この団体の事務の内、責任役員が必要と認める事項

2 責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。

3 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員の定数の過半数で決する。

4 責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。

5 会議には、議事録を作成しておくものとする。

第2節 代務者

(置くべき場合)

第11条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- (1) 代表役員又は責任役員が、死亡、解任、辞任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、1か月以内にその後任者を選ぶことができないとき。
- (2) 代表役員又は責任役員が、病気、長期旅行その他の事由によって3か月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第12条 代表役員の代務者は、前条第1号に該当するときは、責任役員の互選によって定め、同条第2号に該当するときは、責任役員のうちから、代表役員が選任する。

2 代表役員以外の責任役員の代務者は、陪餐会員のうちから、陪餐会員総会において推薦された者を代表役員が選任する。

(職務権限)

第13条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わってその職務の各号に定める事項を除くほかを行う。

- (1) 第29条に規定する事項（重要な財産に関するものに限る。）
- (2) 第38条に規定する事項（軽微なものを除く）
- (3) 第39条に規定する事項

2 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第3節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第14条 代表役員又はその代務者は、この団体と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、陪餐会員のうちから責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員またはその代務者は、その責任役員又はその代務者と特別の利害関係がある事項につ

いては、議決権を有しない。この場合においては、議決権を有する責任役員又はその代務者の員数が責任役員会における当該事項に関する議決数に満たないこととなったときは、陪餐会員のうちから責任役員会においてその議決数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

第 15 条 仮代表役員及び仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

第 4 節 役員解任

(代表役員解任)

第 16 条 代表役員が次の各号の一に該当するときは、陪餐会員総会において定数の 3 分の 2 以上の議決及び責任役員会において定数の全員の議決により、当該代表役員を解任することができる。この場合、包括団体である東洋福音教団にその旨を通知することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に明らかに違反したとき。
- (3) 代表役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(責任役員解任)

第 17 条 代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、陪餐会員総会において定数の 3 分の 2 以上の議決及び責任役員会において定数の 3 分の 2 以上の議決を経て、代表役員は当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第 3 号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

(代務者解任)

第 18 条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前二条の規定を準用する。

第 5 節 信者

(信者の定義)

第 19 条 信者とはこの団体の教義を信奉する者で、東洋福音教団の教憲及び教義に従い、最低限次の 3 項を信じ告白し、この団体の責任役員会及び陪餐会員総会において承認を受けた者をいう。

(1) 創造主、御子なるイエス・キリスト、聖霊の三位一体なる神を信じる。

(2) イエス・キリストの十字架の贖いは、私達の全ての罪の身代わりに、イエスは十字架に架かって下さった。この事により、私達は天の御国（パラダイス）へ入ることが約束される。

(3) イエス・キリストの十字架の死後、三日目に復活し、今も天の御国で生きて居られる。

(信者の義務)

第20条 信者は、この団体が伝える前条の福音を広く一般社会に布教することに努めるものとする。

(陪餐会員)

第21条 この団体に受洗式または転籍式を受けた者を陪餐会員とする。

2 洗礼を受け、陪餐会員となった信者は、什一献金（毎月の収入の10分の1を献金）を推奨する。

第6節 信徒総代及び陪餐会員総会

(信徒総代)

第22条 この団体に信徒総代を5人置く。なお代表役員以外の責任役員は信徒総代を兼務することができる。

2 選任方法は、婦人会、壮年会、青年会、日曜学校、会計の各会の責任者を持って信徒総代とする。任期は単年とし、城山キリスト教会の年次総会にて承認される。

第23条 信徒総代は、陪餐会員総会を組織し、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 予算案の編成

(2) 決算（財産目録及び収支計算書）の承認

(3) 歳計剰余金の処置

(4) 特別財産及び基本財産の設定及び変更

(5) 不動産及び財産目録に掲げる資産に係る処分、担保の提供等

(6) 借入れ及び保証

(7) 規則の変更、合併及び解散

(8) その他この規則に定める事項

(9) この団体の目的達成及び布教活動方針に関する事項

- 2 陪餐会員総会は、代表役員が招集する。ただし、信徒総代の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。
- 3 陪餐会員総会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、定数の過半数で決する。
- 4 陪餐会員が第16条各号の一に該当するときは、陪餐会員総会及び責任役員会において、それぞれ定数の3分の2以上の議決を経て、代表役員は、当該陪餐会員を除名することができる。
- 5 会議には、議事録を作成しておくものとする。

第7節 監事

(監事)

第24条 この団体に監事を1人置く。

- 2 監事は、陪餐会員のうちから、責任役員及び信徒総代以外の者について、陪餐会員総会において、選任する。
- 3 監事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 監事は、任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。
- 5 監事は、この規則に定める職務を行うほか、この団体の財産状況及び業務の執行を監査し、必要に応じ、責任役員会及び陪餐会員総会に報告するものとする。
- 6 監事が第16条各号の一に該当するときは、陪餐会員総会及び責任役員会において、それぞれ定数の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。この場合においては同条第3号中「代表役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第8節 事務

第25条 事務所に城山キリスト教会事務部及び総務部を設け、部長その他の職員を置く。ただし、職員を置くことが困難な場合、責任役員が兼務する又は、責任役員会で指名された者が代行できる。

- 2 この団体で、事務部及び総務部の部長及びその他の職員は、受洗式または転籍式を受けてから、3年以上忠実に礼拝を守った者に資格が与えられる。

第3章 財務

(財産の区分)

第26条 この団体の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

2 特別財産は、宝物及び什物のうちから設定する。

3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

(1) この団体の教会の敷地及び建物その他の財産の内から基本財産として設定するもの。

(2) 基本財産として指定された寄付財産。

(3) 基本財産に編入された財産

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産とする。

(特別財産及び基本財産の設定及び変更)

第27条 特別財産及び基本財産の設定又は変更をしようとするときは、陪餐会員総会及び責任役員会の議決を経なければならない。

(基本財産の管理)

第28条 基本財産たる現金は、銀行若しくは郵便局に預け、又は確実な有価証券に替えるなど、代表役員が適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第29条 次に掲げる行為をしようとするときは、陪餐会員総会及び責任役員会の議決を経て、

その行為の少なくとも1か月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる行為が、緊急の必要に基づくものである場合又は軽微なものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に関するものである場合にあつては、公告を行わないことができる。

(1) 不動産又は財産目録に掲げる宝物及び資産を処分し、又は担保に供すること。

(2) 借入れ又は保証をすること。

(3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。

(4) 境内地の著しい模様替えをすること。

(5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの団体の主たる目的以外の目的のために供すること。

2 前項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ包括団体である東洋福音教団の議長の承認を受けなければならない。ただし、同項ただし書きに該当する場合は、この限りではない。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(予算の編成)

第31条 予算は、毎会計年度開始1か月前までに編成し、陪餐会員総会及び責任役員会の議決を経なければならない。これを変更するときも同様とする。

(予算の区分)

第32条 予算は、経常収支と臨時収支の二部に区分し、各々これらの勘定科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第33条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、責任役員会の議決を経なければならない。

(特別会計の設定)

第34条 特別の必要があるときは、陪餐会員総会及び責任役員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(決算)

第35条 決算に当たっては、財産目録及び収支計算書を毎会計年度終了後3か月以内に作成し、監事の監査を受けた上、陪餐会員総会及び責任役員会の承認を受けなければならない。

(歳計剰余金の処置)

第36条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、陪餐会員総会及び責任役員会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わるものとする。

第4章 補則

(規則の変更)

第38条 この規則を変更しようとするときは、陪餐会員総会において定数の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経た上、包括団体の東洋福音教団の代表役員の承認を受けなければならない。

2 規則の変更が第3条、第4条、本条又は次条に規定する事項に関するときは、前項に掲げるもののほか、陪餐会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(合併又は解散)

第39条 この団体が合併又は解散しようとするときは、陪餐会員総会において定数の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経た上、包括団体の東洋福音教団の代表役員の承認を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この団体が合併又は解散したときに発生する残余財産は、陪餐会員総会において定数の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経た上、包括団体の東洋福音教団に帰属する。

(包括宗教団体の規則の効力)

第41条 包括団体の東洋福音教団の規則及び規程のうち、この団体に関係のある事項に関する規定は、この規則に定めるもののほか、この団体についても、その効力を有する。

第42条 この団体の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) この団体の規則及び細則
- (2) 包括団体の東洋福音教団の規則及び規程
- (3) 役員名簿
- (4) 予算書
- (5) 財産目録及び収支計算書
- (6) 責任役員会及び陪餐会員総会の議事録
- (7) 事務処理簿

(8) 信者名簿

(施行細則)

第43条 この規則の施行に関する細則は、陪餐会員総会及び責任役員会においてそれぞれ定数の3分の2以上の議決を経て、代表役員が別に定める。

附則

- 1 この規則は、責任役員会及び陪餐会員総会の議決を得た日(令和 年 月 日)から施行する。
- 2 この規則施行当初の代表役員及び責任役員は、次のとおりとする。

代表役員 藤田 康江 牧師

責任役員 小山 基代

責任役員 宮本 和代

責任役員 伊藤 博美

責任役員 林 勝昭